

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 聖籠町

標準収入総額 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 A+B-C	標準財政規模 A+B+C
5,485	-	254	5,739

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	8,736	8,273	462	450	43	3,084	
新潟県営開拓ハイロケット事業聖籠町特別会計	11	6	5	5	-	-	
一般会計等	8,747	8,279	467	455	43	3,084	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入金比率	備考
水道事業会計	229	242	△ 13	349	18	519	58	法適用企業
国民健康保険特別会計(事業勘定)	1,378	1,283	95	95	103	-	-	
国民健康保険特別会計(施設勘定)	136	121	15	15	-	97	-	
老人保健特別会計	10	8	1	1	1	-	-	
介護保険特別会計	950	932	18	18	141	-	-	
後期高齢医療特別会計	70	68	2	2	28	-	-	
公共下水道事業特別会計	854	841	13	13	426	7,931	6,662	
公営企業会計等 計				493		8,547	6,720	

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づいたものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方 債)現在高	左のうち一般会計 等繰入金比率	備考
新潟県市町村総合事務組合 (一般会計)	394	348	46	46	79	-	-	
(職員退職手当支給事業特別会計)	10,503	10,415	88	88	-	-	-	
(消防団員等公務災害補償事業特別会計)	1,616	1,599	16	16	-	-	-	
(消防費じゅつ金等支給事業特別会計)	12	11	1	1	-	-	-	
(非常勤職員公務災害補償等事業特別会計)	13	8	5	5	-	-	-	
(交通災害共済事業特別会計)	1,428	1,321	106	106	-	-	-	
下越障害福祉事務組合 (一般会計)	854	753	102	102	-	643	30	
豊栄郷清掃施設処理組合 (一般会計)	1,012	902	109	109	-	387	83	
新発田地域広域事務組合 (一般会計)	1,855	1,693	162	162	-	144	15	
(ごみ処理事業特別会計)	1,831	1,697	134	134	-	-	-	
(し尿処理事業特別会計)	465	389	75	75	-	266	41	
(まちづくり事業特別会計)	16	12	4	4	-	-	-	
(介護保険事業特別会計)	36	32	5	5	-	-	-	
新発田地域老人福祉保健事務組合 (一般会計)	477	418	59	59	-	1,228	81	
(保健施設特別会計)	58	28	29	29	-	-	-	
新潟県後期高齢者医療広域連合 (一般会計)	3,364	3,311	54	54	41	-	-	
(後期高齢者医療特別会計)	239,441	229,202	10,239	10,239	2,679	-	-	
新潟東港地域水道用水供給企業団	942	687	255	255	27	1,978	20	法適用企業
一部事務組合等 計				12,440		4,646	270	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体から の拠出金	当該団体から の補助金	当該団体から の貸付金	当該団体からの 債務保証額 減価償却資産	当該団体からの 債権償却額	借入金比率	備考
株聖籠の社	0	122	50	-	-	-	-	-	
聖籠地場物産株式会社	0	32	36	-	-	-	-	-	
下越土地開発公社	△ 4	50	-	-	-	-	30	-	
地方公社・第三セクター等 計			86	-	-	-	30	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,244	1,513	269
減債基金	84	84	0
その他充当可能基金	749	747	△ 2
充当可能基金計	2,077	2,344	267

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.52	7.92	2.40	△ 14.57	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
連結実質赤字比率	13.17	16.52	3.35	△ 19.57	△ 40.00	公共下水道事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	14.5	11.0	△ 3.5	25.0	35.0				
将来負担比率	29.5	27.9	△ 1.6	350.0					
財政力指数	1.455	1.461	0.006						
經常収支比率	66.8	67.1	0.3						

(注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律△20%である(公営競技は0%)。
4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。